

○川内委員 理財局長さん、こちらの聞いたことに誠に答えず、しかし、最後の方で反省していませんと言えは何となく許されるみたいになってしまつたら、それは、今、首を振つていらつしやるけれども、そんなつもりはないんだよ、ちゃんとやるんだよという思いだと思つてますよ。

だつたら、虚偽の答弁書を知つていてつくつたら、まあ、人をこの際どう言うのはやめましょう、要するに、いろいろな資料があるということを知つていて、ないという答弁書をつくつた回数が何回あるのかというのは、私は、これは財務省としてしつかり調査すべきことだと思つてますよ。

例えば、この調査報告書の十九ページに「情報公開請求により、森友学園案件に関する一連の記録の開示を求められるケースも相次いだ、その都度、「文書不存在」を理由に不開示の決定を行つてきている。」と。これは、あるということを知つていて文書不存在という開示決定をしたということとは、完全に虚偽の公文書を作成したということじゃないですか。

何回あるんですか、これは。いかがですか。さつちは、百三十九回は国会答弁ですけども、これは何回ですか。

○大鹿政府参考人 お答えいたします。

情報公開請求によりまして応接録の開示を求められた際に、文書不存在を理由に不開示の決定を行つた回数ということにつきましては現時点で承知をしておりますけれども、繰り返しになります、調査報告書におきましては、この予算委員会の理財局長の答弁までに、本省の一部職員は応接録が実際に残つていたということを認識しております。また、情報公開請求に対しまして、廃棄されずに残された応接録についても文書不存在と回答したり、改さん後の決裁文書を開示したということとは不適切であるというふうに認定をされておりました、これまでも国会で御答弁しているとおり、大変不適切な対応であつたという

ふうな考えております。

○川内委員 いや、だから、理財局長さん、最後に、不適切な対応であつた、反省していませんと言えは、その前はもう適当なことを答弁しても許されるみたいなのに財務省さんが思つていらつしやるのなら、それはやはり、だから、財務省しかこれにたすことはできないんですよ。

国民は財務省を信じているんですよ。なぜなら、予算を組み、税金を徴収し、国家の中心として財務省をみんな信頼しているんですよ。冠たる財務省であつてほしいと思つているわけです。そこにこの傷があるわけですよ。では、その信頼をどう回復していくのか、財務省のあるべき姿をどうやって示すのか。

私は、今の答弁は到底納得できる答弁だとは言えないです。通すべき筋を通してこそ財務省の信頼があるわけで、誰がいつどのような形で改さんをしたのか、そして、その改さんに基つて、誰がいつどのような形でその答弁書をつくつたのか、これを全て明らかにして、二度とこんなことはしないよということ、その時点で初めて反省していきまうと国民の信頼が得られる、回復されるというふうな思ふんです。

だから、そういう意味で、大臣、やはりもう一度、私は一連のことをきちんと調査をすべきであるというふうな考えますが、大臣の御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○麻生国務大臣 財務省といたしましては、これは御存じのように、検査当局の協力も得た上で、応接録や改さん前の決裁文書などの関係資料を公表して、文書改さん等の問題につきましても、捜査当局による捜査とあわせまして、説明責任を果たす観点から徹底して調査をさせていただいたものだと思つております。

その上で、平成三十年の六月に調査結果を取りまとめた、この結果、一連の問題行為につきましては、佐川元局長が方向性を決定づけ、近畿財務局の職員の抵抗にもかかわらず、本省理財局長の指示により行われたと結論づけられたものと承知

をいたしております。

したがって、このように、財務省としてはできる限りの捜査を尽くした結果というものをお示しをいたしておりますので、今の段階で再調査を行うことは考えておりません。

○川内委員 大臣が、先ほど階さんの御質疑で、意見としては伺つておくというふうにおつしやつて、大臣が意見として伺うというのは非常に大きなことで、私どもの、再調査してくださいということに対して、今は再調査は考えていないということですが、意見としては聞いていただいているという理解でよろしいですかね。意見としては聞いていただいていると。

○麻生国務大臣 そんなに耳も遠くありませんので、まだ聞かせておきます。

○川内委員 意見としては聞いていますということによろしいですかね。聞かしているじゃなくて、意見として聞いています、聞いたということによろしいでしょうか。

○越智委員長 申合せの時間が経過しておりますので、御協力ください。

○麻生国務大臣 今御答弁申し上げたとおりです。

○川内委員 終わります。

○越智委員長 次に、清水忠史君。

○清水委員 日本共産党の清水忠史です。

初めに、コロナ対策助成金に対する差押えの考え方について確認したいと思つています。

本年四月二日、国税庁は、「新型コロナウイルス感染症関連の助成金等に対する差押えについて」という指示文書を出しました。

配付資料をごらんください。これはコロナ対策として支給、交付される各種助成金に対する滞納整理時の差押えについて、国税庁の考え方について示したものでございます。アンダーラインを讀み上げます。「コロナ対策助成金を受けられる権利の差押えについては、法令上、差押えが禁止されて

いないものであつても、その給付・交付の趣旨が経済的な影響を受けた事業者等への対策であるこ

とを踏まえ、慎重に対応することとし、その差押えが必要と認められる場合は庁徴収課に照会する。つまり、差押禁止財産として法律で認められていなくても、助成金の趣旨を鑑みて、これらは慎重に対応せよということを示しているわけですよ。

その下には、「また、コロナ対策助成金が預貯金口座に振り込まれたことにより生じた預貯金債権の差押えに当たつても、その給付・交付の趣旨に鑑み、令和二年一月三十一日付徴六二二差押禁止債権が振り込まれた預貯金口座に係る預貯金債権の差押えについて「指示」に準じて、適切に対応する。」とも書かれています。

これは、持続化給付金が銀行口座に振り込まれても、その預金残高の差押えについては一月三十一日の指示文書に従いなさいと。指示文書には、預貯金の性格をよく調べて、すぐ差押えされないように書かれていたわけですよ。

それで、国税庁に質問したいと思つています。通常国会では、持続化給付金の取扱いについて、差押禁止の立法措置を与党内で検討している、堀山経産担当大臣がことしの五月十五日に答弁していたわけですが、結果的に立法措置は行われませんでした。

国税庁に確認します。立法措置はとられませんでした、持続化給付金等の取扱いについて、どのように対応する指示をしておりますか。お答えください。

○樋水政府参考人 お答えいたします。

持続化給付金につきましては、委員御指摘のとおり、法令上差押えが禁止とはされておられません。ただ、国税庁といたしましては、国税の滞納整理に当たつては、法令等を一律、形式的に適用するのではなく、滞納者個々の実情に即しつつ適切に判断する必要があるものと考へております。例えば、持続化給付金につきましては、その趣旨が経済的な影響を受けた事業者等への支援であることを踏まえまして、持続化給付金の支給を受

ける権利、債権を直接差し押さえて実際に使用できなくすることや、残高のない預金口座への持続化給付金の振り込みを待つて狙い撃ち的に差し押さえ、銀行口座に入金された持続化給付金を実際に使用できなくなるような差押え、こうしたことは行われべきものと考えておりました。慎重な対応を行う旨を各国税局、税務署に指示しているところでございます。

○清水委員 持続化給付金ですとかあるいは家賃支援給付金は、この指示文書においてコロナ対策助成金の例に挙げられておりません。

配付した資料一の一枚目を見ていただいたら書いてあるわけですが、小学校休業等対応助成金だとか雇用調整助成金とか書いてありますが、この(二)のその他事業者等対策として助成されるもの、ここに持続化給付金や家賃支援給付金が含まれるという今の御答弁だっと思えます。うなずいていらつしやいますから、そのとおりだと思います。

その理解で、今度は総務省に質問させていただきたいと思えます。

地方税や国民健康保険税などの滞納処分にあつて、持続化給付金や家賃支援給付金などコロナ対策として支給、交付される各種助成金等に対する差押えについては、国税と同様の運用がなされるべきという認識でよろしいでしょうか。

○川窪政府参考人 地方税に関しましては、滞納処分にあたりましては、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応することが重要であると考えております。

こうした観点から、総務省では、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受けた納税者や、売上げの急減により納税能力が著しく低下している納税者などに対する柔軟な対応を地方団体の税務当局に対して要請しているところでございます。

○清水委員 個々の実情をよく確認して柔軟な対応をお願いしているところだというふうにおっしゃったんですが、実は、残念ながら、地方自治

体では、無慈悲にも、地方税の滞納整理として、持続化給付金が入金された預金口座を全額差し押さえる、そういう事例が生まれております。私の事務所に報告がありました。

滋賀県のある自治体ですが、建築関係の自営業者の方です。七月に持続化給付金が百万円振り込まれました。五〇％減ですから、前年比、比べれば相当コロナで仕事がなくなり、売上げが減少したという方です。

この方は、その振り込まれた一週間後に、売上金とあわせて銀行の口座残高全てを差し押さえられました。当時その方は病院で入院中、手術を行う予定であつたということです。御本人いわく、そのような自分という納税者の実情も調べず、コロナ禍で仕事がなくて困っている業者を支援するための持続化給付金をすぐに差し押さえるなんて、業者を廃業に追い込むものではないかと憤つておられます。

しかも、総務省、聞いてほしいんですけども、この滞納は、固定資産税や市民税などの本税を完納した後の延滞税分なんです。延滞税分。本税は払っているんです。こつこつと分納して全ての対応をしっかりとやるなど、いわゆる悪意の納税者では全くありません。とてもこのコロナ禍で行われるような滞納整理処分ではないと思えます。

その他の自治体でも、このコロナ禍で生活が逼迫している方々に地方税の差押えが行われている。これも私の事務所に届けられております。

総務省として、この持続化給付金とか家賃支援給付金が差し押さえられている実態というのは把握してありますか。

○川窪政府参考人 お答え申し上げます。先ほど申し上げましたとおり、総務省におきましては、財産に相当の損失を受けた納税者や納税能力が著しく低下している納税者に対する柔軟な対応を地方団体に要請しているところでございます。また、あわせまして、差押えなどの滞納処分に

つきましては、地方税法におきまして、滞納処分によつて生活を著しく窮乏させるおそれがあるときには、その執行を停止できることとされているところでもございます。

各地方団体におきましての取扱いにつきましては各地方団体の取扱いということでございますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況に置かれた納税者に対する柔軟な対応はもちろんのことでございますが、こうした地方税法の規定を踏まえまして、納税者の個別具体的な実情を十分に把握した上で適正な執行に取り組みでいただきたいと思いますところでもございます。

○清水委員 知つていますかという質問には全く答えていないんですよ。

総務省は、ことし三月十八日に、各都道府県知事宛てに「新型コロナウイルス感染症の発生に伴い納税が困難な者への対応について」ということで要請文書を出しておられますが、これはコロナ対策助成金の問題に特化して出したものではないんですよ。

資料の二、三を見ていただいたらわかりますように、国税庁だけではなく金融庁や経産省も、民間金融機関や政策金融公庫などの金融機関に依頼文書を出しているんです。

対応を同じようにすると言いつつ、総務省だけがこのコロナ対策助成金の差押えに対する依頼書を出していません。これは各都道府県に出すべきじゃないですか。

○川窪政府参考人 お答え申し上げます。

滞納処分に関します個別の事案につきましては、個別性、具体性がございます。また、地方団体の税務当局の判断と責任において対応すべき性格のものでもございます。

こうしたことを踏まえつつ、総務省といたしましては、地方税関連事務の執行に当たりましての留意事項等をこれまでにも通知として示してきたところでございます。

滞納者の個別具体的な実情を十分に把握した上

で適正な執行に努めるよう、各地方団体におきまして、こうした関係法令や通知に沿つて適切な対応を行つていただきたいと思いますところでもございます。

○清水委員 今の答弁を載せた議事録をぜひ各市町村、自治体に送つていただきたいと思えます。次に、森友学園の予備的調査に係る問題について質問をさせていただきます。

私からは、亡くなられた赤木俊夫さんの上司であつた近畿財務局の当時の局長、美並局長の発言について確認をさせていただきたいと思うんです。

美並局長が、決裁文書について、様式や字句の修正が行われていることは聞いたが、その具体的な内容までは聞いていなかった、こう答えておられるわけですが、これはぜひ麻生大臣に聞きたいんですけれども、様式や字句の修正というのは、決裁文書において行われてもいいことでしょうか。

○茶谷政府参考人 お答え申し上げます。

本件は決裁文書の改ざんを美並元局長が知つていたか否かということでございます。その場合には、文書の位置づけや改ざんの具体的内容を事前にはつきりと認識していただかなくてはポイントになると考えますが、これまで述べましたように、美並元局長からは、調査過程において申し述べたとおり、決裁文書について、様式や字句の修正が行われていることは聞いたが、その具体的な内容までは聞いていなかったとのことであり、このため、美並元局長については、改ざんを明確には知つていたとは認定していません。

○清水委員 答えていません。麻生大臣にお伺いします。質問通告していますので。

様式や字句の修正というのは、決裁文書におかれて行われてもいいものかどうかと聞いたんです。

○麻生国務大臣 決裁文書の改ざんを知つていたかについてという話が載つていますよね。(清水

委員「違います、違います」と呼ぶ。文書の位置づけや改ざんの具体的内容。(清水委員)違います。もう一度質問します」と呼ぶ。もう一回言ってください、済みません。

○清水委員 もう一度質問します。

美並局長は、いわゆる決裁文書について、様式や字句の修正が行われていることは聞いていたが、その具体的な内容までは聞いていなかったと述べているんですね。

私が聞いているのは、決裁文書を、様式や字句の修正の範囲であれば行っているのかと聞いています。

○麻生国務大臣 今、意味がわかりましたので、済みません。

決裁を行われる前の段階で、修正なり等々、いろいろ字句の修正というのはあると思いますけれども、決裁がされた後の話は、考えられませんね。

○清水委員 決裁された後の文書については、字句や様式の変更はあつてはならないことだという答弁だったと思います。

それでは、もう一度財務省の方に確認したいんですけど、それについて、理財局の指示に従う以上、逐一局長に上げる必要はない、それについては責任を持つ、自分は聞いていなかったと言うつもりはないとも述べているんですが、これは二月上旬に、この予備的調査の報告書を見ますと、いわゆる財務省から国会対応等についていろいろ作業を求められていることに対して美並局長が当時述べたものであり、三月に決裁文書について様式や字句の修正が行われていることを知った後、どういうリアクションをしましたか、報告を受けて、それを教えてください。

○茶谷政府参考人 お答え申し上げます。

我々が把握しておるのは、三月上旬に、美並局長の記憶では、様式や字句の修正が行われていたということを知ったというところのみが把握しているところでございます。

○清水委員 質問に答ええないから、どんどん時間を

がなくなるじゃないですか。

報告を受けた後、どのようなアクションをしたんですかと聞いています。何もなかったのなら何もなかったと答えください。

○茶谷政府参考人 お答え申し上げます。

特に何かしたということは把握しておりませんが、それがゆえに、美並局長は、本来報告を受ける立場にあつたにもかかわらず改ざんを認識していなかったということで、監督責任をとって処分を行ったところでございます。

○清水委員 そんないいかげんな話じゃないでしょう。決裁文書は字句や様式の修正もしてはいけないうふうな麻生大臣が答えたじゃないですか。そういう報告を受けた後に、何らそれらをとがめることなく、何も対応しなかったというのは大問題だと言わなければなりません。

しかも、その処分は一番軽い戒告でしょう。免職、降任、停職、減給とあつて、一番下の戒告で、今は東京国税局長に出世しているじゃないですか。

赤木さんが、三月七日に、泣きながら抵抗して、そしてこれ以上改ざんできないと言ったときに、当時の補管財務部長が、美並局長が全て責任を負う、こう言ったわけです。しかし、この予備的調査の中身とは全くそごがあるじゃないですか。やはり、私は、当時の補管財務部長、そして美並局長にこの当委員会に出てきていただいで真相を語っていただくことが必要、このことを述べて、質問を終わります。

○越智委員長 次に、青山雅幸君。

○青山(雅幸)委員 日本維新の会・無所属の会、青山雅幸でございます。

本日も貴重な質問の機会をありがとうございます。時間もございませんので、きょうは、経済について、概括的な質問をさせていただきます。まず、きょう、短期的な経済に関して、円レートのついて若干の議論がなされておりました。これは、私が思うには、日本と欧米のパンデミック

が、感染者、重症者、死亡者、いずれも一桁違うこと、それから、アメリカの二〇二〇年度の財政赤字は前年度比何と三倍の三・三兆ドルにも上ること、それから、二〇年度の連邦債務は二十六兆ドルにも上ることが影響して、それによるドル安ではないかと。つまり、円が高くなっているというよりはドルが安くなっている、為替レートでいえば負け組競争であり、まあ多少、百三円とか円高に振れてはおりますけれども、これは財政収支において円高になっているからといって余り安心できるものではないと思っております。

そういうような現状認識の中で、中長期的な視点で、日本経済を世界との比較で眺めてみたいと思っております。

配付資料の一番をごらんください。麻生財務大臣もたびたび日本のGDPは回復傾向にあるというふうなことを述べておられますけれども、一般的には、GDP、ドル建てで国際比較をするものと私は承知しております。その観点から見ると、二〇一二年に日本のGDPは最大になりました。六兆二千三百二十二億ドル、そこから、リーマン・ショック等もありましたけれども、落ち込んで、そこから回復は確かにしましたけれども、基本的に横ばい。二〇一九年は五兆七千九百九十九億ドルと、最盛期に比べると一兆ドル、日本円にして現在のレートで百三兆円ほど落ち込んだままという状況であろうかと思えます。往時とは一兆ドル以上の差がある。

こういった数字を見ると、日本経済が衰退あるいは停滞しているのはやはりまごうことなき事実であろうかと思っております。比較として、アメリカが本当に右肩上がりの伸び方をしているのと比べると、それは少なくとも停滞と捉えるべきものだと思っております。

この要因、さまざまあることが考えられますけれども、一つには、大臣もたびたび言及されておられます人口要因。アメリカとの比較の点でいえば、経済学的に、アメリカでいえば人口ボーナスを得ている、人口がふえておりますので、一方、日本は、中長期的に見れば大変に減少傾向にござ

いますので、人口オナーナスという差があると思えます。

アメリカの数字を具体的に挙げますと、このところの移民規制で伸び率が多少減少しているとはいえ、二〇〇七年に人口三億人を超えて、今現在も伸びている途上にございまして、現在のはほぼ三億三千万人。十三年前に比べて一割ほど人口が伸びております。

配付資料二、これはもう委員の皆様方あるいは政府におかれても御承知の数字ではございますけれども、二〇〇八年には一億二千八百八十八万人であったものが二〇一九年には一億二千六百八十六万人の人口が丸ごとなくなっているというふうな状況でございます。

日本よりは若干成長しておりますけれども、やはり人口という面で見れば停滞しているのがドイツであり、日本と同じような工業国。一に戻っていただきますと、多かれ少なかれ日本と同じような状況にございます。

ドイツの人口はどうなっているのか、ちなみに御紹介いたしますと、ドイツの方もずっと、二〇一〇年ごろに人口が一旦減少、八千万人から八千万人くらいに向けてたしか減少しております。ところがその後、ドイツの場合には、御承知のとおり積極的に人口を、移民を入れてまして、若干、八千二百万人くらいまで増加に至っております。

こういったようなやり方もドイツはとっております。この人口問題については、前回大臣にも少しお聞きしまして、政府としては積極的な政策をとっていくというふうなことでございました。今回は、この人口問題はとりあえずおいておきまして、余り正面切った話にはされたいと思っております。

大企業の国際競争力、非常に簡便な指標としてフオートン五百社がございまして、トップ五百のうち、御承知のとおり、一九九五年くらいには百五十社ほどございました。アメリカと本間に僅